

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成27年3月31日（火） 8：18～8：40

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（総務大臣）
上川陽子 国務大臣（法務大臣）
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）
下村博文 国務大臣（文部科学大臣）
塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）
林芳正 国務大臣（農林水産大臣）
宮沢洋一 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
太田昭宏 国務大臣（国土交通大臣）
望月義夫 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
中谷元 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
竹下亘 国務大臣（復興大臣）
山谷えり子 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
山口俊一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
甘利明 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
有村治子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
石破茂 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：加藤勝信 内閣官房副長官
世耕弘成 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 7件
- 国会提出案件 3件
- 公布（法律） 1件
- 法律案 3件
- 政令 24件
- 人事 3件
- 報告 1件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、世耕副長官から御説明申し上げます。

○世耕内閣官房副長官：一般案件等について申し上げます。まず、「首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、山谷大臣から御発言があります。

次に、「特定船舶の入港禁止措置」、「同措置に関する特別の事情」及び「外為法に基づく北朝鮮に係る対応措置」について、御決定をお願いいたします。本件は、北朝鮮船籍全船舶の入港禁止措置等及び北朝鮮に対する全貨物の輸出入禁止措置を2年間延長するものであります。あわせて、輸出禁止措置を実施するため、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について、引き続き、経済産業大臣の承認を要することとする「輸出貿易管理令の一部を改正する政令」について、御決定をお願いいたします。これらの案件につきましては、後程、内閣官房長官から御発言があります。

次に、「平成27年度暫定予算執行に関する手続等」について、御決定をお願いいたします。本件は、昨日成立した「平成27年度暫定予算」の執行に関し、会計法に基づき、予算の移替え、流用及び補助金の交付等について、所要の手続を定めるものであります。

次に、「食料・農業・農村基本計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、食料・農業・農村基本法に基づき、基本計画を変更するものであり、決定の上は、国会へ報告するものであります。本件につきましては、後程、農林水産大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書3件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律案3件について、御決定をお願いいたします。まず、「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正法案」は、郵便・信書便分野における規制の合理化を図るため、料金の届出手続を緩和する等の改正を行うものであります。

次に、「民法の一部改正法案」は、消滅時効の期間の統一化、法定利率を変動させる規定の新設等を行うものであり、「民法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等法案」は、商法その他の関係法律の整備等を行うものであります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「個人番号利用法の施行期日令」は、同法の施行期日を本年10月5日と定め、個人番号カードの交付に関する規定等の施行期日を平成28年1月1日と定めるものであります。

次に、「子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令」は、認定こども園等の利用者負担の上限額、都道府県及び国の負担額等を定めるものであります。

次に、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等を定める政令の一部を改正する政令」は、最近における為替相場の変動等の事情を勘案して、在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を改めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、衆議院議員ふくだ峰之を、内閣府大臣補佐官に任命し、甘利内閣府特命担当大臣を補佐させることについて、御決定をお願いいたします。

次に、渡邊四郎外725名の叙位又は叙勲等について、御決定をお願いいたします。

次に、「官民人事交流」に関する報告があります。本件は、官民人事交流法に基づき、人事院から国会及び内閣に対して報告されたものであり、平成26年中の国の機関から民間企業への新規派遣が11府省60人、民間企業から国の機関への新規採用が17府省166人実施されたことが記述されております。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をベトナムとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「高速道路建設計画」外6件に約1,124億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、本日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、準備のための案件といたしまして、年度内に公布を要する法律及び政令等についてあらかじめ御決定をお願いいたします。これらは、関係法律の成立を条件に、決定するもので、その成立まで不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正法」について、公布の御決定をお願いいたします。

次に、政令20件について、御決定をお願いいたします。まず、「内閣府本府組織令の一部を改正する政令」は、大臣官房等の事務のうち、消費税の転嫁及び価格表示等に関する相談事務の期限を延長するとともに、子ども・子育て本部の組織に関し必要な事項を定める等の措置を講ずるものであります。また、人事案件として、同政令で新設される子ども・子育て本部統括官に内閣府政策統括官武川光夫を充てることを承認することについて、併せて御決定をお願いいたします。

次に、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」は、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、所要の規定の整備等を行うものであります。

次に、「地方交付税法等の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、財政法第6条に規定する剰余金の計算方法、公営競技納付金の額の算定方法等について、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「所得税法施行令の一部を改正する政令」は、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例について、納税猶予分の所得税額の計算の細目等を定めるものであり、「法人税法施行令等の一部を改正する政令」は、受取配当等の益金不算入制度の関連法人株式及び非支配目的株式の範囲等を定めるものであり、「地方法人税法施行令の一部を改正する政令」は、外国法人の外国税額控除限度額の計算の細目を定めるものであり、「相続税法施行令の一部を改正する政令」は、債務控除をする公租公課の金額から除かれる納税猶予分の所得税額の範囲を定めるものであり、「消費税法施行令等の一部を改正する政令」は、特定役務の提供の範囲等を定めるとともに、

消費税率引上げの施行日の変更に係る規定の整備等を行うものであり、「国税通則法施行令の一部を改正する政令」は、国外転出等特例の適用がある場合の所得税の更正決定等の適用除外となる場合を定めるものであり、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、非居住者に係る金融口座情報の報告制度の報告金融機関等の範囲等を定めるものであり、「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令」は、地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却等の細目を定めるものであり、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、財産債務調書に記載すべき財産の所在及び価額の決定方法等を定めるものであり、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、租税特別措置に含まれない規定の範囲等の見直しを行うものであり、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、福島再開投資等準備金制度の細目等を定めるものであり、「復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令」は、復興特別所得税の額の端数計算の方法等を定めるものであり、「復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令」は、外国税額の控除限度額の計算等について、所要の規定の整備を行うものであり、「沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令」は、特定駐留軍用地内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例等の対象となる土地の範囲の拡充等を行うものであり、「個人番号利用法及び同整備等法の施行に伴う財務省関係政令の整備政令の一部を改正する政令」は、署名用電子証明書等の送信による個人番号の告知方法の細目を定めるものであり、「たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令」は、手持品課税に係る申告書の記載事項の細目等を定めるものであります。

次に、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令等の一部を改正する政令」は、特定保育事業の災害共済給付に係る共済掛金の額を定める等同法施行令等の規定の整備を行うものであります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、山谷大臣。

○山谷国務大臣：首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更について、申し上げます。

昨年3月、当該基本計画において、施策の基本的な方針や政府が講ずべき措置等を定めたところですが、今般、当該基本計画に今後10年間で達成すべき減災目標を設定することにより、関係機関が認識を共有し、一体となって首都直下地震対策に取り組むこととしたところです。各大臣におかれましては、関係する地方公共団体や所管業界等と密接な連携を図りつつ、諸般の対策を進めていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○菅国務大臣：次に、私から我が国の対北朝鮮措置について、申し上げます。

先ほど、4月13日に期限を迎える北朝鮮籍船入港禁止及び北朝鮮からの輸入禁止並びに北朝鮮に向けた輸出禁止のそれぞれの措置につき、期限を2年延長することが決定されました。また、これを踏まえ、人道的観点から特別の事情がある場合

に北朝鮮籍船舶の入港を認める例外措置についても期限を2年延長することが決定されました。

北朝鮮は、我が国を始めとする国際社会による働きかけにもかかわらず、関連安保理決議に違反し、挑発的な言動を繰り返しています。また、拉致問題についても、現時点において北朝鮮からの調査結果の通報はありません。

政府としては、北朝鮮に対し、引き続き拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決に向けた具体的な行動を求めていきます。

このためにも、政府としては、従来から我が国独自の措置及び国連安保理決議に基づく措置を着実に実施しているところですが、各閣僚におかれましては、今次延長を受けて、措置の執行に当たって、引き続き緊密に連携し、厳格に対応するよう、お願いいいたします。

次に、農林水産大臣。

○林国務大臣：食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法第15条の規定に基づき政府が策定するものであり、おおむね5年ごとに変更することとされております。

今回の新たな基本計画におきましては、実現可能性を重視して新たな食料自給率の目標を設定するとともに、我が国の食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標を新たに示しております。また、農林水産物・食品の輸出拡大、農地中間管理機構のフル稼働、米政策改革、農協等の改革など、今後の施策の展開方向を明らかにするものです。

こうした施策の推進に当たりましては、農林水産省のみならず、関係府省が一体となって取り組む必要があると考えており、関係閣僚の皆様におかれましては、これまで同様、食料・農業・農村施策の推進に格段の御協力をお願いする次第であります。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

総務大臣から御発言がございます。

○高市国務大臣：総務省では、行政評価局の当面の重点運営方針として、「平成27年度行政評価等プログラム」を決定いたしました。

このプログラムには、「地域活性化」や「子育て支援」を始めとする平成27年度に新たに実施する調査のほかに、政策評価制度の推進や行政評価局調査の実施に当たり、27年度より新たに設置される政策評価審議会の委員の知見を活用することや、行政相談の積極的な広報の推進などを盛り込んでおります。

行政評価局では、このプログラムに基づき、全国調査網を活用した効果的な調査の実施や行政相談の積極的な展開を図ることとしております。各大臣の御理解と御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

〔平成27年
3月31日〕

(火)

◎一般案件

- 資料あり ○ 「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更について（決定）（内閣府本府）
- 1. 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について（決定）（外務・国土交通省）
- 〃 ○ 1. 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する特別の事情について（決定）（同上）
1. 外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について（決定）（外務・経済産業省）
- 〃 ○ 平成27年度暫定予算執行に関する手続等について（決定）（財務省）
- 〃 ○ 食料・農業・農村基本計画の変更について（決定）（農林水産省）

◎国会提出案件

- 資料あり ○ 1. 参議院議員浜田和幸（次代）提出選挙権年齢等の引下げに関する質問に対する答弁書について（決定）（文部科学省）
1. 参議院議員藤末健三（民主）提出水産物の放射性物質調査の対象地域の拡大等に関する質問に対する答弁書について（決定）（農林水産省）
1. 衆議院議員仲里利信（無）提出主権侵害及び二重基準政策に関する質問に対する答弁書について（決定）（防衛省）

資料
あ
り

◎法律案

- 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（総務省）
- 民法の一部を改正する法律案（決定）（法務省）
- 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（決定）（同上）

資料
あ
り

◎政令

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令（決定）（内閣官房・内閣府本府）
- 子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令（決定）（内閣府本府・財務・文部科学・厚生労働省）
- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（決定）（外務省）
- 輸出貿易管理令の一部を改正する政令（決定）（経済産業省）

資料
あ
り

◎人事

- 福田峰之（ふくだ峰之）を内閣府大臣補佐官に任命することについて（決定）
- ☆福島大学名誉教授渡邊四郎外725名の叙位又は叙勲等について（決定）

資料
あ
り

◎報告

- ☆官民人事交流に関する人事院の年次報告（平成26年）について（内閣官房）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔平成27年
3月31日〕(火)

◎一般案件

資料あり ○円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会
主義共和国政府との間の2の書簡の交換について
(決定) (外務省)

[○署名あり ☆署名なし]

◎公布(法律)

資料なし ☆独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律(決定)

◎政令

資料あり ○内閣府本府組織令の一部を改正する政令(決定)
(内閣府本府)

〃 ○地方税法施行令等の一部を改正する政令(決定)
(総務・財務省)

〃 ○地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(決定)(同上)

〃 ○所得税法施行令の一部を改正する政令(決定)
(財務省)

〃 ○法人税法施行令等の一部を改正する政令(決定)
(同上)

〃 ○地方法人税法施行令の一部を改正する政令
(決定)(同上)

〃 ○相続税法施行令の一部を改正する政令(決定)
(同上)

〃 ○消費税法施行令等の一部を改正する政令(決定)
(同上)

〃 ○国税通則法施行令の一部を改正する政令(決定)
(同上)

〃 ○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令(決定)(財務・総務省)

〃 ○租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令
(決定)(財務省)

- 資料あり ○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
- 〃 ○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（決定）（文部科学省）

◎人 事

- 資料あり ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）

[○署名あり ☆署名なし]